

平成 30 年 12 月 3 日 開会

平成 30 年 12 月 14 日 閉会

(定例第 4 回)

日吉津村議会議録

日吉津村議会

日吉津村告示第 56 号

平成 30 年第 4 回日吉津村議会定例会を、次のとおり招集する。

平成 30 年 11 月 15 日

日吉津村長 石 操

1. 日 時 平成 30 年 12 月 3 日 午前 9 時 00 分
 2. 場 所 日吉津村議会議場
-

○開会日に応招した議員

河 中 博 子	松 本 二三子
加 藤 修	三 島 尋 子
江 田 加 代	橋 井 満 義
井 藤 稔	松 田 悦 郎
山 路 有	

○応招しなかった議員

な し

第4回 日吉津村議会定例会会議録（第1日）

平成30年12月3日（月曜日）

議事日程（第1号）

平成30年12月3日 午前9時00分 開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 報告第15号 日吉津村営住宅建替工事請負契約の変更に関する専決処分について
- 日程第 5 報告第16号 和解及び損害賠償の額を定めることに関する専決処分について
- 日程第 6 報告第17号 行財政・議会改革調査特別委員会の調査研究について
- 日程第 7 報告第18号 総務経済常任委員会の調査研究について
- 日程第 8 報告第19号 教育民生常任委員会の調査研究について
- 日程第 9 議案第47号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第4回））
- 日程第10 議案第48号 日吉津村税条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第49号 日吉津村村営住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第50号 平成30年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第5回）について
- 日程第13 議案第51号 平成30年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2回）について
- 日程第14 議案第52号 平成30年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）について
- 日程第15 議案第53号 平成30年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計補正予算（第4回）について
- 日程第16 議案第54号 平成30年度鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会特別会計補正予算（第1回）について

- 日程第 17 議案第 55 号 鳥取県町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合規約の変更に関する協議について
- 日程第 18 議案第 56 号 財産の取得について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 報告第 15 号 日吉津村営住宅建替工事請負契約の変更に関する専決処分について
- 日程第 5 報告第 16 号 和解及び損害賠償の額を定めることに関する専決処分について
- 日程第 6 報告第 17 号 行財政・議会改革調査特別委員会の調査研究について
- 日程第 7 報告第 18 号 総務経済常任委員会の調査研究について
- 日程第 8 報告第 19 号 教育民生常任委員会の調査研究について
- 日程第 9 議案第 47 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 30 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第 4 回））
- 日程第 10 議案第 48 号 日吉津村税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 11 議案第 49 号 日吉津村村営住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 12 議案第 50 号 平成 30 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第 5 回）について
- 日程第 13 議案第 51 号 平成 30 年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 2 回）について
- 日程第 14 議案第 52 号 平成 30 年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 回）について
- 日程第 15 議案第 53 号 平成 30 年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 回）について
- 日程第 16 議案第 54 号 平成 30 年度鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会特別会計補正予算（第 1 回）について
- 日程第 17 議案第 55 号 鳥取県町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合

規約の変更に関する協議について

日程第 18 議案第 56 号 財産の取得について

出席議員（9名）

1 番 河 中 博 子	3 番 松 本 二三子
4 番 加 藤 修	5 番 三 島 尋 子
6 番 江 田 加 代	7 番 橋 井 満 義
8 番 井 藤 稔	9 番 松 田 悦 郎
10 番 山 路 有	

欠席議員

な し

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

局長 高 森 彰 書記 森 下 瞳

説明のため出席した者の職氏名

村長 石 操	総務課長 高 田 直 人
住民課長 清 水 香代子	福祉保健課長 小 原 義 人
建設産業課長 益 田 英 則	教育長 井 田 博 之
教育課長 松 尾 達 志	会計管理者 深 田 珠 生

午前 9 時 00 分 開会

○議長（山路 有君） みなさん、おはようございます。ここに平成 30 年 12 月第 4 回定例会を開催いたします。寒暖の激しい毎日です。皆様におかれましては、お身体をご自愛いただきたいというふうに思います。

ただいまの出席議員数は9名です。定足数に達しておりますので、平成30年第4回日吉津村議会定例会を開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（山路 有君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第118条の規定により、3番松本二三子議員、4番加藤修議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（山路 有君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、議会運営委員会委員長から答申のあったとおり本日から12月14日までの12日間とし、審議予定はお手元に配布のとおりとしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月14日までの12日間、審議予定はお手元に配布のとおりと決定をいたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（山路 有君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長の報告をいたします。

説明員の報告、地方自治法第121条の規定により村長並びに教育委員長に出席要求をし、村長、教育長以下担当課長が出席をしております。

出納検査報告、お手元に配布のとおり監査委員から例月出納検査の結果報告がありました。検査資料は事務局に保管をしておりますので、閲覧していただきたいと思っております。

陳情の処理経過及び結果の報告、9月定例会において採択となりました教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度の2分の1復元をはかるための、2019年度政府予算に係る意見書採択の要請については、9月21日付で提出者に審査結果の通知をいたしました。

意見書の処理報告、9月定例会において採択となりました教職員定数改善と義務教育費国庫負

担制度拡充に係る意見書につきましては、9月21日付で関係方面に提出いたしました。

行事報告、9月定例会から本日までお手元に配布のとおりであります。

次に、村長からの報告事項があれば報告願います。

はい、石村長。

○村長（石 操君） 平成30年第4回定例議会の開会にあたりまして、諸般の報告を申し上げます。最初にまず、お断りを村民の皆さん並びに議会の皆さんに対して申し上げる次第でございます。

内容につきましては、週末の30日に新聞各社そしてテレビ等の報道各社において、南部町と共同で記者会見をし、その内容について報告し、お詫びを申し上げたところでありますけれども、平成30年度の65歳以上インフルエンザ予防接種受診券に関わる自己負担金についての誤りがあったところでございます。

すでに対象の皆さんには、そのインフルエンザ予防接種の受診券を配布し、すでに接種を受けていらっしゃる皆さんも多数いらっしゃるということでありますけれども、その際の個人負担金について本来は1,000円の負担金をいただくべく、皆さんに誤って無料と配布した方が19名ございました。世帯数で13名、これは、対象は無料と1,000円の負担をいただくというその区別でありますけれども、非課税か課税かのそこで分けをしておるわけでありまして、誤って無料とされた方が19名、さらに誤って有料とした方が36名ございまして、25世帯でございます。合計が55名ということでございました。この受診券には無料と有料という表記がしてあるわけでありまして、それに従って、接種をされる方、そして医療機関は判断をし、負担金を無料で接種をしていただいたり、負担金を1,000円いただいて接種をしていただく方があるということであります。

この間違いの原因でありますけれども、本来この課税、非課税の判断につきましては、平成29年度、前年度の所得でもって判断をして、対象者の負担金と負担をいただく方と無料にする方の判定をすべきでありましたが、もう1年前の28年度の所得でもって入力をしてしまったということでもあります。1年さかのぼったもので、本来29年度の所得で判定すべきもの、入力すべきものを28年度の所得で判定をしてしまったということでもあります。

わが村の方でも、その受診券の最終的な判断をする際に、情報センターの方から抽出データが流れてくるわけでありまして、28年度の所得で入力されたものを抽出したデータとして送付されても、結果としてその間違いを見抜くことができなかったということで、このような

エラーが起きてしまったということでもあります。この原因がどうい、どの段階で分かったのかということでは、南部町の対象者の方が本来無料であるべきでないかというような問い合わせがあつて、そこから今回のエラーが、確認が発見できたということでもあります。

なぜ南部町かということではありますが、実はインフルエンザ予防接種受診券の課税、非課税、そしてその村の単独事業、南部町の単独事業として実施されるその受益者に対する負担を求める、無料にする、その判定基準を南部町とわが村が同一でございましたので、情報センターの方では同じエラーが南部町と日吉津村に出てしまったということでもございまして、南部町は200人ちょっと切る数字が全対象になっておりましたけれども、そのようなことでエラーが出てしまったということでもございます。

これに対しまして、改めて情報センターの方には、このようなエラーが出ないようにチェック体制をしっかりとさせていただくこと、そしてわが村の方でも、チェックをしっかりとやる体制を上げるということでもなければならぬというふうに思っております。

そして対象になりましたいわゆる間違つて無料と配布された方、誤つて有料と記載された方に対しましては、まず、本来1,000円をいただかなければならぬご家庭に土曜日からお断りをして回つたということ、担当課長と担当者がお断りをして回つたということでもございます。そして負担もいただいたということでもあります。まだ、お留守の家庭がございまして会えないというご家庭もあつたということでもあります。そして誤つて有料と記載された方については、きょう以降すでに受診をしていらっしゃる方もあるわけでもありますので、返還の手続きもいっしょにさせていただくということで、お断りと同時にさせていただく予定にしております。

そのようなことで非常に残念でありますけれども、村としてもそしてこの業務を委託しております情報センターにおいても、あつてはならない誤りだつたというふうに考えておりますので、二度と起こるようなことが発生しないように、改めてチェック体制を充実させていくなどの手段を講じまして、このようなことが二度と発生しないように、高い所からでありますけれども、お断りを申し上げる次第であります。たいへん申し訳ありませんでした。

次に、例年のことでもありますけれども、11月28日に全国の町村長大会がございまして、特に政府に対して、町村の実情を訴えてその要求や財源確保などを望むわけで、訴えるわけでもありますけれども、今年も12項目にわたつて決議をしたところであります。

我々町村の多くは農産漁村地域にございまして、文化・伝統の継承はもとより、食料の供給、水源関与、自然環境の保全等、国民生活にとって極めて大きな役割を果たしておるものでありま

す。そのようなことを前提にしながら、今、全国では急速な少子、高齢化や人口減少、基幹産業でございます農林水産業の衰退など、多くの課題を抱えており、また、総じて税源に乏しく厳しい財政運営を余儀なくされている状況でありますし、併せて東日本の大震災や熊本地震及び集中豪雨等による大規模災害の被災地における復旧、復興をはじめ1億総活躍社会の実現に向けた更なる地方創生の推進のためには、国と地方が総力をあげて取り組んでいかななくてはならないという決議をしたところであります。

特に12項目の要望を、決議をしたところでありますけれども、それぞれを申し上げませんけれども、1億総活躍社会の実現に向け地方創生の更なる推進をはかる。また、まち・ひと・しごと創生事業費を拡充するとともに、地方交付税等の一般財源総額を確保すること。そして幼児教育無償化の財源確保、円滑な実施に向け万全な措置を講ずること。この幼児教育の無償化につきましては、わが村で考えて試算をしてみますと、0歳から2歳までの幼児教育の無償化を完全実施をすれば、消費税の振り分けを考えても年間800万円の地方の持ち出しが、わが村の負担が増えるということですので、幼児教育の無償化は政府が公約によってなされることでありますので、全額国費で充当すべきだということをわが村としても、県の町村会を通じて全国の町村会に発信をさせていただいたところでありますけれども、新聞報道等では、全国町村会の動きが鈍いというようなことも報じられておりますし、一つは市長会が非常に一生懸命になってこの部分に取組みをいただいておりますので、更にそのようなことでご努力をお願いしたいなあとということで、町村会に対するわが村の意志が十分に届かなかったというようなことが、今のところございますので、非常に残念ではありますけれども、引続いてこの要望をしていきたいというふうに思っております。

わが村は800万円ですけれども、西部の管内では町でいきますと2,000万等の年間負担が伴うというようなこともありますので、もっと危機感を持ってこのことに取組んでいくべきだというふうに思いますし、財源はあくまでも国の責任でやっていただいて、われわれ子育ては現場でしっかりとやらさせていただきますので、われわれがしっかりとやっていくことに懸念のないような政府の対応を臨んでいきたいというふうに思うところであります。

それからTPP、日英EPA対策に万全を期すこと、これらもわが村もそうはいつでも、農業が基幹産業としてこれまで村の位置付が変わらないところでありますので、引き続き政府のその対応に万全を期していただきたいというものでありますし、参議院の合区を早期に解消するというところでありますが、来年の夏に予定されております参議院選挙の合区の解消は、憲法改正を伴

うということで、それが不可能ということの方向性が出ているようでありましてけれども、わが鳥取県において島根県とその選挙区的全延長が350キロにも及ぶという、東京から名古屋まで距離を延長するような選挙区が、到底あっていいのかということは考えられない状況でありますし、更には島根県においては、離島を抱えるということでもありますので、候補者が本当にこの350キロ、更には離島を持つ中でしっかりとした候補者の意見や、顔を確認できる選挙区ではないというふうに考えておりますし、それが地方の声として、県の声として、国に、国政に届くということでは非常に懸念を感じておりますので、この合区の解消については、1日も早い解消を求めるものであります。更に、道州制は導入しないということも決議をしたところでありますけれども、これとても平成の合併以来道州制がちらちらしておるわけでもありますけれども、決して道州制のような地方を切り捨てるような動きはあってはならないというようなことで、全国町村長で決議をしたところであります。その他の項目もありますけれども、たとえば地方分権改革を推進するなどもあります。その他は省略をさせていただきますけれども、引続いてわが村や地方が、自立可能ないわゆる自治体であるための政府の政策を強く臨んで、その全国町村長大会のそれぞれの参加の皆さんと一緒に、一つにして、政府に要望活動をしてきたところであります。

併せまして大規模災害からの復旧、復興、全国的な防災・減災対策の強化に関する特別決議ということで、これも同日28日に全国町村長大会で決議をしたところでありますけれども、非常にご案内のように今年も災害が続いております。かつて、災害は忘れたころにやって来るという表現でありましたけれども、今は忘れない内に災害がやって来るということでありまして、そういう意味では財政基盤の脆弱な各地の被災地やわれわれ地方の自治体では多くの住民がその部分について懸念をしていらっしゃるし、さらに被災地では、今だ余儀なく避難生活をされておるということもございますので、被災町村や被災住民が1日も早く復旧、復興、生活再建が果たせるような国による万全の措置を講ずるものでありますし、この頃のこの地方に、その責めを負わせられております防災・減災対策においては、到底、到底、今の財政規模では、住民の皆さんが納得のできる対策を講じることが不可能でありますので、そういう意味では、政府のインフラの整備についてしっかりとした予算、財源を確保し、国土強靱化のための緊急対策を集中的に実施をしていただくよう決議をしたものであります。その他車体課税に地方税収の確保に関する緊急決議等もしたところでありますし、それからそれを遡りますこと11月の16日でございますけれども、国保制度改善強化全国大会が同じ、東京都内で開催されたわけでもありますけれども、今年も例年のように9項目にわたって特別決議をして、予算確保に向けての大会をやり、更には政府に要望

してきたところでありますけれども、平成 30 年から始まりました国民健康保険の都道府県化は国の 3,400 億円の政府財源の投入によって、いわゆる順調にスタートを切ったということでありすけれども、そういう意味ではこの国保制度の実効あるものであるべきということでございますので、毎年 3,400 億円の公費投入を確実に行うと伴に、保険料の激変緩和措置に必要な財源を確保するなど財政支援を拡充し、財政基盤の強化をはかることが一つでありますし、それから全国の市町村で実施をしております、子ども医療費助成等の地方単独事業に関わる国保負担減額調整措置が直ちに全廃するとともに、子供に関わる均等割保険料を軽減する支援制度を創設することなど、その他ございますけれども、都道府県化の 30 年度からのスタートが国の 3,400 億円の公費投入によって、一応順調にスタートを切ったというところでありますので、この軽減措置を今、この国保制度を必要以上に制度改正することなく、更には、特にこれまで無効とされてきました子どもの医療費助成等の地方単独事業に関わる部分の国費の投入について削減をしないようにと、というようなことを要求したわけでありすけれども、これを政府としては実現をしていただければ、国保制度が当面は円滑に運営をできるというふうなことで、いってみれば前年度までと違う国保の全国大会であったというふうに感じておるところであります。

それから 11 月の 16 日、わたしはこの国保制度の改善要求の全国大会がありまして、一つは担当課長が出席をしましたがけれども、米子道の 4 車線化の要望であります。江府インターチェンジ付近における付加価値車線設置検証区間の早期供用を図ること。蒜山インターチェンジ・米子インターチェンジ間における時間信頼性の確保、事故防止の観点及び事故防止の観点から、早期に 4 車線化等の整備を図ること。併せて賀陽インターチェンジ・北房インターチェンジ間についても付加車線設置検証区間の早期供用を図ると伴に、4 車線化の早期実現を図るということで、鳥取県知事さんと中国横断自動車道岡山米子線蒜山インターチェンジ米子インターチェンジ間の 4 車線化促進期成同盟会会長伊木隆司米子市長さんの連名で、この 4 車線化の要望活動が展開されたところであります。

これについては、米子市の議員さん方、そして西部地区の議長会として各町村の議長さん方にも出席をいただいて、米子市長・境港市長・県議会議員の皆さんも、知事さんも出席をされて、要請をされたということでございます。

江府インターチェンジ付近における、付加車線の設置検証区間についてはすでに、工事が開始されておるといふようなことでありますので、1 日も早い 4 車線化の実現に向けての要望活動をしてきたという内容であります。

そしてわが村でありますけれども、コミュニティ支援についてあらためて取組みを今年度から始めたところでありますけれども、それは役場の支援スタッフを配置して、自治会が主体的に活動できるように支援を行ってまいるといふものであります。近年コミュニティの中心的存在であります自治会においても当然、少子高齢化や価値観やライフスタイルの多様化などの影響を受けて、地域を支える人材の高齢化とその後継者不足、といった課題も生じてきております。

つながりの場としての自治会がいかに維持し、強化していくかが求められているところに来たというふうに思っているところであります。このようなことから、住民と行政が互いに協力・連携を図り、現状に即したコミュニティづくりが改めて必要と考え、地域と行政をつなぐパイプ役として各自治会の課題抽出、解決策検討などの取組みをサポートする支援スタッフ配置について取り組んでいるところであります。

支援スタッフの取組み状況としましては、6月と9月の定例会でも随時報告してまいりましたが、10月入ってから各自治会との調整をして、海川自治会を皮切りに、樽屋自治会、下口自治会へも出かけて支援への第一歩を始めたというところでありますし、考えてみますとコミュニティというのは、それぞれ時代に合った課題が出てきますので、その時代に合ったコミュニティの取組みをしていくことが必要かなあというふうに思いますし、今は先ほど申し上げましたように少子高齢化のこの地域をどうやって持続可能なものにしていくのかということでは、自治体の土台になりますコミュニティをしっかりとさせていかなければならないという考えでおりますので、よろしくお願ひしたいと思ひますし、引き続き各自治会と連携、協力を図りながらコミュニティの充実について進めてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

次に幼児教育・保育の無償化につきましては、先ほど全国町村会の中でも要望をしておるといふことをございますけれども、やっぱり約800万円の財源不足ができるということでもありますので、国は消費税増税分の30パーセントは、地方消費税として地方に配分されることから、地方自治体に費用負担も求める考えが、この頃も新聞報道で改めて明確にされたところでありますけれども、重ねてでありますけれども、幼児教育、保育無償化は政府が決めた政策でありますので、これは政府の責任において、財源をしっかりと確保していただきたいというふうにお願ひをするものであります。

次に、農地の未来を語る会についてご報告申し上げます。11月19日に富吉公民館を皮切りに、いわゆる富吉の実行組合で土地をお持ちの方を皮切りに先月27日までに、6カ所のそれぞれの実

行組合を単位にして、農地の未来を語る会を行いました。この会は、農地を次世代に継承し、持続可能な農業を行うために、皆様からのご意見をいただきながら、今後の村の方針を定めていくことを目的とした会でございます。計6回で、合計90名の方にご参加をいただき、現状の農地の課題や困っていること等をお聞きをしたという内容であります。

その中で、後継者不足、担い手不足などがどの会場でも話題となっております。村といたしましても、担い手の育成につきましては、喫緊の課題であると認識しており、併せて、担い手の受け皿でもある農地や水路、農道の補修につきましてもこれからの課題の一つであると考えておるところであります。そういう意味では担い手のみなさん、そして担い手はその土台を使って農業をやられるその土台も不十分だということでもありますので、村の農業、いわゆる土地の問題、人の問題、すべてをこれから議論をしてその方向性を定めていかないと、5年先、10年先のわが村の農地が健全な形で到底持続できるとは思えないわけであります。かつてのように、日本が限りなく成長を伺わせる時代と違って、今は開発というものの考え方は非常に限定的でありますし、そしてこの頃政府が公表をしていらっしゃる連携を周辺の自治体と中心の町を中心にしなが、広域で連携をしていくという行政運営をしなければならないというような地方制度調査会の審議会ですか、その議論の方向というのは広域連携だということが言われておるわけございまして、その中で公共施設は集中的に建設をし、そして開発においては各自治体ごとにはしない。圏域の中でそういう計画を立てて開発可能、開発以外に保全をする土地をつくりあげるといったような方向性が議論をされておるということでもありますので、わが村とて同様でありまして、どこまでも開発可能ということにはなりませんので、農地としてしっかりと次の世代に引き継いでおく体制をつくるためには担い手も必要だということでの取り組みになるというふうに思っておりますので、今後はこのような話し合いを各農家の皆さんと続けていながら自分の農地や自分の農業でありますけれども、1人で物事を、1軒の家で農業を考えてもおそらく成立しないというふうに考えております。

それは地域であったり、様々な組織であったり、そんなことでの農業であったり、農地であったり、そういう環境を整備しておくことが必要であるというふうに考えておりますので、今後の方向性について具体的な方針を定め、持続可能な農業に向けて進めてまいりたいというふうに考えておるところでありまして、以上でそのようなことを申し上げて、先だつてのインフルエンザの予防接種券の配布の間違ひについてのおことわりを冒頭に、更には全国町村会なりの動き、国保制度の動きなども申し上げ、そしてわが村の現在の課題に対する取組みの状況を申し上げて、

12月定例議会における諸般の報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（山路 有君） 以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 報告第15号 から 報告第16号

○議長（山路 有君） 日程第4、報告第15号日吉津村営住宅立替工事請負契約の変更に関する専決処分について、日程第5、報告第16号和解及び損害賠償の額を定めることに関する専決処分について、以上2点については村長からの報告ですので、一括議題とします。

村長の報告を求めます。

石村長。

○村長（石 操君） ただいま議題となりました、報告第15号は日吉津村営住宅建替工事請負契約の変更に関する専決処分であります。報告第16号は、和解及び損害賠償の額を定めることに関する専決処分についてのご報告であります。

この報告第15号、報告第16号とも、地方自治法第180条第1項の規定、及び議会権限に属する事項中、村長において専決処分すべき事項の指定についての第1項に基づいて、平成30年11月2日を期日として専決処分を行ったものでございます。

はじめに、報告第15号日吉津村営住宅建替工事請負契約の変更に関する専決処分についてでございますが、これは、台所備品を追加することに伴う増額にかかる契約変更でございます。

次に、報告第16号和解及び損害賠償の額を定めることに関する専決処分の報告についてであります。平成30年10月31日に日吉津小学校農園において機械による農作業を行っていたところ、3cm程度の石を弾き飛ばし、隣の駐車場に駐車してあった自動車の後方部の塗装を剥がしたため、修繕費を賠償し和解をするものであります。

以上が、報告第15号から報告第16号までの報告とさせていただきます。

○議長（山路 有君） これから質疑を行います。質疑は各報告ごとに行います。

報告第15号の質疑を行います。質疑はありませんか。

橋井議員。

○議員（7番 橋井 満義君） 報告第15号について若干質問させていただきたいと思っております。報告の内容によりますと、58万3,200円を増額して専決を行っておられます。その説明の中で、この各戸の台所の備品としてIHヒーターのキッチンに変えられたということでありましてけれども、ちなみにこれは通常、この最初からビルトインにこれをしておかななくてはいけないという判

断でされたというふうに思いますけれども、これは入居される方の個人的な、どういうんですか、所有物としての感覚で、通常の借家なり云々ではまあそういうものかなというふうにわたしは思っておりますけれども、そのあたりでこれらの備品の所有権と言ったらちょっとおかしいんですけれども、万が一、これは壊れた場合にもうちのほうでということになって来ると思うんで、その辺についてはどういう判断でされたのかなと思ひまして、その辺の経緯なり、補償といひますかね、使用貸借関係の辺についてご答弁をいただきたいと思ひます。

○議長（山路 有君） 清水住民課長。

○住民課長（清水香代子君） 橋井議員のご質問にお答えいたします。先ほど言われましたようにIHのヒーターについてでございますけれども、当初は入居される方がそれぞれに付けていただくというような感覚でございましたけれども、やはりそれですとなかなか規格的に合うものが少ないということですので、やはり当初からいっしょに、内蔵型といひますか、ビルトインのものにした方がいいということ、かえってその方がまあ、故障等もないだろうということで判断をいたしましたのでございます。修理等につきましては個々の事例に応じまして、どちらが直すかということについてですけれども、その時に判断をしたいと思ひます。以上です。

○議長（山路 有君） 橋井議員。

○議長（橋井 満義君） わたしも一番懸念するのは、そういった万が一、万が一ではないんですけれども、故障の部分の要するに保障関係といひますか、そこの部分が多分あいまいになりそうだなということをおわたし実は思っているんですよね。それが故意であり、様々なケースもあるんですが、今の答弁でいきますとその個々の事例に基づいて判断をするということで、大変フアジーな回答だなというふうには思っていますけれども、まあそれをどうせい、こうせいということは、この場ではわたしも質問してあれはしたくはないんですけれども、その辺は十分にですね、まだ入居の条例なり云々を、これから整備をされていかれると思ひますけれども、その辺ではきっちり謳われておいた方がいいのかなというふうに思ったものですから、その辺はご留意をいただきたいというふうに思ひます。

それともう一つね、既存の村営住宅がありますよね、あれはちなみにIHでした、ガスでした。それで今回、今のIHということが出ましたので、今回5棟されますよね。あれはちなみにもうガス設備というのは、基本的になくてという考えで、されていたのじゃなかったかなと思ひたんですけれども、その辺はどうでしたかいね。ちょっと確認も含めて。

○議長（山路 有君） 清水住民課長。

○住民課長（清水 香代子君） 橋井議員のご質問にお答えいたします。既存の住宅につきましては、ガスでございます。新たに建替えをいたしました5戸につきましては、電化住宅でございます。以上です。

○議長（山路 有君） 橋井議員。

○議長（橋井 満義君） 確認のためのことをお聞きしたんですけれども、ということは、既存の設備にはガスコンロをお使いですね、そのガスコンロはめいめいの方の消耗品といたしますか、自前の備品として残っているのは何棟かありますよね。自前のものとして、というのはね、条例の云々である場合には、整備をされる場合には、これ二通りが出て来ると思うんですよ。従来の建物は台所の、要するに煮炊きの設備はこれは自己責任、それで今回の新しいものについてはお互いの協議の上、そういう事態が生じた場合には当事者の協議において修繕なり、云々をするという二つのそこが出て来るような気がしたんで、その辺はどんなものでしょうかな。そこがちょっと心配だったんですよ。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） ガス設備においては、あのガスボンベからコンロ口まではガス屋さんの責任で、対応年数に応じて変えられるということでありまして。今度はコンロの部分については、これはかなり対応年数というより、かなりもつと、持続ができると、年数的にはかなりもつということで、じゃあそれはどこに帰属しておるのかということでありまして、おそらく明確になっていないと思いますけれども、村に帰属をしておるというふうに思っていますが、そのところもう一回確認が必要ですが、IHにしますと、対応年数が一応5年ということになりますので、まあ7年うまい具合に持てば、そこで交換の時期になるかなあというふうに思っていますので、そのじゃあ交換の時にどうするのかという責任権限においては、条例でもってしっかりと整備をしていく必要があるというふうに考えていますので、あと、補足的に担当課長が説明すべきでありますけれども、その部分についてはまだ言及をしておりませんので、答としては十分でないというふうに考えておりますので、そのところはお指摘があったとおりの内容だというふうに思って、曖昧なところ橋井議員が言われるのはファジーという言い方ですが、日本語で言えば曖昧だということでありまして、その所の責任分担を明確にして対応したいということです。以上です。

○議長（山路 有君） ほかにありませんか。

三島議員。

○議員(5番 三島 尋子君) 今あの、新しいところIHということをお聞きしましたけれども、現在、既存のところに入居しておられる方が、そちらに移られるということも聞いてますけれども、そのIH対応のなんていいますか、鍋とかいろいろありますね、そういうことの話はきちんとされておりますでしょうか。違ってきますよね。使えないっていうのがありますが。

○議長(山路 有君) 清水住民課長。

○住民課長(清水 香代子君) 三島議員のご質問にお答えいたします。今、実際住宅に居られる方で何人か、移るといふご意向の方もおありになるんですけども、まだ詳しい詳細についてはそこまで詰めておりませんので、これからの協議の中でのやり取りになります。以上です。

○議長(山路 有君) 三島議員。

○議員(5番 三島 尋子君) 今後詰めていくということですが、いつ入居の許可がおりるのかはわかりませんが、やはりあのちょっと、希望のある方は早く教えてあげないとその備品を購入されるのに、また、大きなお金が必要になると思うんですね。そのことをよく考えておいていただきたいと思います。

○議長(山路 有君) ほかにありませんか。

井藤議員。

○議員(8番 井藤 稔君) 今あの説明受けました。約40万円弱のこれ増額補正ということになるのでしょうか。次の号についてもいっしょなんですけども、これが180条の第1項の規定によりということになっていますよね。180条の第1項というのはどういう場合なんですか。

それで、それがこの件がそれに該当するというのはどういうふうに判断されておりますのでしょうか。当初の予算変更ということであれば、これ契約変更という形でできていますけれども、これであれば当然議決事項になるわけなんですけれども、報告事項で終わるといふような形になってるんじゃないかと思えますけれども、このあたりはどのように理解をしておられますでしょうか。わたしもちょっと調べてみましたですけども、議決をもっていわゆる180条の場合、180条第1項に該当する場合はあらかじめ議決をもって、議会の議決をとっておいて、それでもって執行して、なおかつ議会のその後の議会の中で報告していくという具合になっただけだと思えますけれども、ちょっと村の例規集見ますけれども、この部分については記載がどこにあるのかわたしもようわからんもんですから、そういうことでちょっとそのあたりをお聞きしたいと思います。

○議長(山路 有君) 高田総務課長。

○総務課長(高田 直人君) 井藤議員のご質問にお答えいたします。180条第1項ということで、

文面を読ませていただきますと、普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長においてこれを専決処分にすることができるということで、第2項に専決処分した時は議会に報告しなければならないということで、今回させていただきます。この180条第1項の中のその議決によりということで、村の方では先ほども提案説明の中で村長が申しましたように、平成22年12月21日に議決をいただいております。議会権限に属する事項中村長において、専決処分すべき事項の指定についてということで、この第1項によりまして変更額が250万を超えない金額の場合には、専決処分することができるということと、後に続きますけれども、30万を超えない和解及び調定、損害賠償の額の決定に関することもこれによって、専決処分ができるということで専決処分をしたものであります。以上です。

○議長（山路 有君） 井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） わかりました。そういうことでいわゆる議会で議決をとられる250万円以下ということですか、これはたとえば例規集が今ないものですから、いわゆる村の例規集のホームページなどで確認するしかないんですけれども、そのあたりはその時の議決であったというのはどこか出ていますでしょうか。

それともう一つは、この工事請負契約の変更について、どういう形であったものがどういうふうに変ったんかというその資料といいますか、その判断資料というのは提出いただけるものでしょうか。

○議長（山路 有君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 井藤議員のご質問にお答えいたします。一応、あの例規集の方にはこの議決が載っておりますので、もしかするとホームページに載っている例規集の方にちょっと載っているかどうか確認ができませんけれども、一応例規集の方には載っているということでご理解いただきたいという具合に思います。

○議長（山路 有君） 清水住民課長。

○住民課長（清水 香代子君） 金額の変更のわかるものをということでございますので、変更契約の方で確認をいただくことになるかと思えます。以上です。

○議長（山路 有君） 井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） 井藤です。変更契約の方で確認するということですが、変更契約はこちらの方には資料が全然示されておりませんので、確認しようがありませんけれども、

ですから提出いただけるかどうかというお尋ねさせていただいた状況があります。

ちょっと待って下さい。それから先ほど総務課長の方から話がありましたけれども、現在例規集は文章のやつは更新されていませんよね。ですから、確認はホームページで見るよりしょうがないわけですが、例規集綴りは予算削減、わたしもそれは賛成なんですけれども、それであればきっちりどの部分に、どういう形で載っ取るかというのを、たとえばそういうことであれば専決事項、専決処分ができる事項というのが180条に該当するのがどういうのがあるかということですね、きっちり、やはり示していただいた方がいいじゃないか。

と申しますのは平成25年だったでしょうか、長期契約で車のリースなんかの関係で議決をとられました。わたし議会の議員になって、その種のものはその時初めてでしてそれ以降もないわけです、ですからその前のデータ的なものもきっちり示してしておいていただいた方が、いただいた方がというより、当然いただくべきじゃないかと思えますけれども、その点どうでしょう。

○議長（山路 有君） 清水住民課長。

○住民課長（清水 香代子君） 井藤議員のご質問にお答えいたします。大へん失礼いたしました。

あの、契約書の方改めて提出をさせていただきます。

○議長（山路 有君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 例規集はちょっと確認をしますけれども、例規集に載せるようにしたいと思っております。以上です。

○議長（山路 有君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） ほかにないようですので、質疑を終わります。

これから報告第16号の質疑を行います。質疑はありませんか。

井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） この分については、全員協議会でもずいぶん詳しく説明していただきまして、説明・回答いただきましたので概ね承知し、また了解しとるところなんですけれども、こういう場合はなんか両当事者とも職員の方なんですか、どうでしょうかということだったように思いますけれども、職員かどうかということは別として、示談書なんかはこれ交わされますか。こういう場合は、あるいはもう交わしとられるんでしょうから、示談を前提に訟務事案についてはやるということにして、あのまあ県の議会なんかについては、訟務事案があればあった段階で、議会の方も報告を受け取ったように思います。これが最終のいわゆる損害賠償の補

償まで村長の方でなさって、それでもって、後報告で終わりということなんだろうかなというふうに思いますけど、そのあたりどのように考えたらよろしいでしょうか。

○議長（山路 有君） 松尾教育課長。

○教育課長（松尾 達志君） 井藤議員のご質問にお答えいたします。この事案につきましては、車という物損でありまして、見積もり、修理等の見積もり内容等勘案して、この金額で和解をするということで、口頭で和解をさせていただいております。以上です。

〔「口頭で和解ということです。」「口頭で和解をされたということですね。わかりました。

なら示談書はなしにということですか。〕と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） よろしいですか。

井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） 口頭和解というのも当然あるんでしょうか。あの、いわゆる公費の支出になりますよね、そういうのも口頭の和解で支払って、ああ領収書が残ってますか、ということなんですか。

あるいはそれにその内容が書いてあるということなんですか。そこのところもう少しお聞きしたいと思います。

○議長（山路 有君） 松尾教育課長。

○教育課長（松尾 達志君） 修理でありますので、見積もりで金額を確認し、修理後請求が起きてきます。この請求の相手方は日吉津村ということで、請求がおきますので、その内訳によって修理内容等、和解内容等がわかるということでもあります。以上です。

○議長（山路 有君） よろしいですか。ほかにありませんか。ほかにないようですので、質疑を話終わります。

以上で報告第15号、16号の質疑を終わります。

日程第6 報告第17号

○議長（山路 有君） 日程第6、報告第17号行財政・議会改革調査特別委員会の調査研究についてを議題といたします。

行財政・議会改革調査特別委員長の報告を求めます。

江田委員長。

○行財政・議会改革調査特別委員長（江田 加代君） 6番、江田です。報告第17号日吉津村議会

議長山路有様。行財政・議会改革調査特別委員会委員長江田加代。行財政・議会改革調査特別委員会の調査研究についてご報告いたします。実施日時と場所、11月17日土曜日午前10時より樽屋公民館、同日の午後7時30分より富吉公民館、11月18日日曜日午前10時より上2公民館、同時に海川公民館、11月24日土曜日午後1時30分今吉公民館、11月25日日曜日午前10時より上1公民館と同時に下口公民館で開催いたしました。

議会と語ろうは、5回までは日吉津村社会福祉センターを会場に開催してきました。その後6回目から会場をヴィレステひえづに移し、今年9回目を迎えました。前回、前々回の語ろう会の反省会におきまして、年々参加者が減る傾向が続いていることが課題となっていました。反省会では会の性格は議会報告会だが堅苦しい、また歴史があるので議会と語ろうでよい等の意見が出ましたが、参加者が減っても継続することが大切、会の名称を変更し、内容も変更しようということで一致いたしました。

今年の第9回目よりぎかい懇談会にすることに決定、内容については各自治会に出かけ報告はできるだけ短く、参加者の声をしっかり聞こうということになりました。各会場とも多くの方から発言をいただきました。2キロ四方内の7つの自治会ですが、それぞれが抱えている問題、課題など地域性の違いを感じました。

また各自治会の参加者からこのたびの企画を評価いただいたこと、7自治会の参加者66人中35人の方が、議員が手分けをして全戸配布したチラシを見ての参加だったことは、議会議員にとって大きな励みになりました。女性の参加が少なかったことは、今後の課題ではありますが、参加を呼び掛けた段階で、何も言わなくていいなら、聞くだけでいいならの声もありました。

しかし、上2区の懇談会に参加された女性から、ぎかい懇談会には自治会の役員なので出席した。発言はしなかったが、皆さんの話を聞いていて、自分が日吉津村について何も知らないというのがよくわかった。参加してみてもよかった。こういう会に出ることは大切だと思ったとの感想が後ほど寄せられています。

また、樽屋自治会では、小さな自治会だが地域でのつながりが強く、女性たちは役立ち感をもっているいろいろなことをやっていると、自信に満ちた発言がありました。難しく考えすぎず、参加者の発言の中に、問題解決のヒントがたくさん詰まっていることも実感しました。また若年層の参加が女性以上に少なかったことも、今後の課題です。この要因の一つに、議員の年齢が高いことがあるのかも知れません。若い議員の誕生が望まれるところですが、それ以上に若い層とつながり、若い層から必要とされる議会をめざし、努力をすることが大切と考えます。

第9回ぎかい懇談会終了後の反省会で、各議員の活発な発言を聞き改めて議会の、そして議員の活力の源は住民とつながり、住民とともに行動する中にあるとの思いを強くしました。

ぎかい懇談会に参加された皆さんは、自分たちが出した意見や質問・要望がどう扱われ、今後にかされるのか期待されています。参加者に懇談会で発言してよかったと感じていただけるよう総括し、できるだけ早く議会からの返事をお返ししたいと考えています。参加者アンケートの集約結果は、添付した資料をご覧ください。以上、報告を終わります。

○議長（山路 有君） 以上で行財政・議会改革調査特別委員長の報告を終わります。

日程第7 報告第18号

○議長（山路 有君） 日程第7、報告第18号総務経済常任委員会の調査研究についてを議題といたします。

総務経済常任委員長の報告を求めます。

松田委員長。

○総務経済常任委員長（松田 悦郎君） 総務経済常任委員長の松田です。報告第18号、平成30年12月3日、日吉津村議会議長山路有様、総務経済常任委員会委員長松田悦郎。

総務経済常任委員会の調査研究について報告をいたします。最初に視察目的であります。村有林の現状についてであります。日時は30年10月29日月曜日、9時からであります。視察者は敬称を略しますが、山路、加藤、三島、松田の各議員、議会事務局長と里係長の6名であります。視察内容であります。米子市岡成にある村有林で、シイタケ栽培に使う榎木の伐採状況と、南部町の山にあるシイタケ原木の状況を視察しました。最初に村有林の中で、シイタケ栽培するコナラとクヌギが伐採されていましたが、28年度は1本180円の契約で494本を伐採し、8万8,920円の収入があったようです。また29年度、村の不動産売買収入は643万円でありましたが、この内訳は大山どりの土地と建物、そしてシイタケの立木売却であります。シイタケの原木は栽培後3年には大きく育つと言われていますが、伐採された山の風景は木が簡抜されていて心地よい眺めとなっておりました。村有林の購入時期はあまり古すぎて不明でありましたが、当時はマキを確保するために購入をしたようであります。

その後村有林から南部町に行き、シイタケ栽培をされている山にある榎木を視察しましたが、山の斜面に切り出した原木が多く並べてありました。その山の斜面で、榎木を寒い時期に乾燥させるため、多くの原木を運んで並べる作業は相当厳しく大へんであろうと感じたところです。以

上、視察報告を終わります。

○議長（山路 有君） 以上で総務経常任委員長の報告を終わります。

日程第 8 報告第 19 号

○議長（山路 有君） 日程第 8、報告第 19 号教育民生常任委員会の調査研究についてを議題といたします。

教育民生常任委員長の報告を求めます。

橋井委員長。

○教育民生常任委員長（7 番 橋井 満義君） 報告第 19 号、日吉津村議会議長山路有様、教育民生常任委員会委員長橋井満義。教育民生常任委員会の調査研究について、標記の件について、別紙のとおり報告を申し上げます。教育民生常任委員会は閉会中の継続調査として、閉会中に行った調査事項でございます。

まず、調査目的につきましては、日吉津小学校の教育実態調査について行いました。日時は平成 30 年 11 月 20 日火曜日午前 9 時より小学校に、場所は小学校の校長室及び 3 年 2 組の教室にまわって調査をさせていただきました。出席者は教育民生常任委員 5 名、敬称を略させていただきました。橋井、松本、江田、井藤、河中の 5 名の議員であります。そして井田教育長、松尾教育課長、矢倉小学校長の計 8 名でございます。

調査概要につきましては、日吉津小学校生徒の学習状況と学力向上の取組みを学校長より説明を受け、そして各委員の質疑応答を行い協議を行ってまいりました。そののち、3 年 2 組教室に移動しまして、ちょうど今の英語の A L T 事業を行っておられるところの、教室の視察もかねて行いました。

考察といたしまして、小学校生徒の学習実態と学力につきましては、全国学テの結果や A L T 教育の導入など、教育現場の認識を深めるべきであるということで、本委員会は現地の調査を行ったものでございます。学校長から学力向上についての取組みについて解説を受けました。授業改善につながる教職員研修等では、生徒各々の習熟度を勘案しながら、多様な手法を取り入れて指導を行っておられるということでございます。そしてその研修の内容を、つぶさに実践に取り組んでおられました。そして、家庭学習の強化においては、学年数に 10 分を倍数した数字、たとえば 4 年生であれば 4 かける 10 分ということ、家庭で行うよう指導をされておられます。スキル学習におきましては、例といたしまして 2 年生からかけ算九九が始まるようではありますが、家庭

学習に、個人差が昨今は生じやすくなる現状があるということでありました。そこで学校では、読書タイムをずっと今まで設けておられましたが、読書タイムの時間を若干そこで削減をし、かけ算九九のリピート学習に充てるなど改善対策をとられておられました。

本校の特徴や傾向として、高学年につれ学力の低下傾向が見られるようでございます。その結果、授業中の落ち着きが若干なくなって、中学に行くまでのそこが課題であるということが、学校からの指摘もございました。それにおきましては、学年により1学級や複数学級のクラスもあるわけでありまして、やはり同じ顔ぶれでずっと行ってまいりますと、その部分の弊害も少なからずあるように承ったところでもあります。これらにつきましては、教員各位は柔軟な対応で取り組んでおられるようでございます。それから学テの結果でも文章や読みの能力に若干課題があるということで、最近ではやはり、情報伝達の視覚依存の変調傾向がみられるようでありまして、生活環境や周囲の情報による影響が多いと考えられるということでもあります。やはり文字の読解に困難な生徒を早期に把握し、対応に努められるべきであるということ、先生は早くそれを対応しておられるということでありました。

3年2組の教室に移動いたしまして、ALT授業を見たわけでございますが楽しく行われておりました。大きな声で発音し、歌いながらアルファベットや単語を学んでおられましたが、やはり耳で聞き、そして目で文字や形を覚え、それを書いて伝達するという、今までの英語の授業風景とのやはり新しい違いを発見したものであります。今年度英国からジェイミーさんという講師をあらたに招いておりますが、彼も大変生徒に人気のある先生でありまして、今後は日吉津小学校の英語教育の向上に、貢献していただけるものと確信をいたしたところでもあります。今回の委員会の視察に、ご協力をいただいた小学校の関係者並びに、生徒さんにお礼を申し上げる次第であります。

そして資料の裏に添付させていただいておりますが、これは先般の調査研究の時点で、小学校の保護者あてに前回の全国の学テの結果と、学習調査結果の概要についてのお知らせの部分添付しておりますので、議員におかれましては、また、参考にしてやっていただきたいというふうに思います。以上で教育民生常任委員会の調査報告を終わります。

○議長（山路 有君） 以上で教育民生常任委員長の報告を終わります。

ここで、暫時休憩を入れたいと思います。再開は10時30分から行います。それでは休憩に入ります。

午前10時15分休憩

午前 10 時 30 分再開

日程第 9 議案第 47 号

○議長（山路 有君） 再開します。日程第 9、議案第 47 号専決処分の承認を求めることについて（平成 30 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第 4 回））を議題とします。提案者から提案理由の説明を求めます。

石村長。

○村長（石 操君） ただいま議題となりました、議案第 47 号は平成 30 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算(第 4 回)の専決処分でございます。その提案理由を申し上げます。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定によりまして、平成 30 年 11 月 2 日を期日として専決処分を行ったものでございます。これは、台風 24 号により被害を受けた河川敷運動公園災害復旧工事が主なもので、歳入歳出それぞれ 1,710 万 6,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 25 億 7,970 万 5,000 円とするものでございます。

河川敷運動公園災害復旧工事の財源として、国の補助を受けて実施する補助・直轄災害復旧工事事業債や一般単独災害復旧事業債を検討しましたが、早急な復旧が必要であること、また交付税算定率などを踏まえ、臨時財政対策債で対応することとしたところであります。

臨時財政対策債は、地方債の発行抑制の観点から当初予算の発行額に留めておりましたが、復旧工事のため、また事務手続き上予算措置がされていないと起債の借入れができないため、発行可能額まで補正したものでございます。

以上、議案第 47 号の提案理由の説明とさせていただきますので、よろしくご審議、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（山路 有君） 以上で提案説明を終わります。

日程第 10 議案第 48 号 及び 日程第 11 議案第 49 号

○議長（山路 有君） お諮りいたします。日程第 10 及び日程第 11 は条例関係の議案ですので一括議題としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、日程第 10、議案第 48 号日吉津村税

条例の一部を改正する条例について、日程第 11、議案第 49 号日吉津村村営住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを一括議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（石 操君） ただいま一括議題となりました議案第 48 号と議案第 49 号は条例の一部改正であります。その提案理由を申し上げます。

はじめに、議案第 48 号は日吉津村税条例の一部を改正する条例についてでございます。

鳥取市の NPO 法人から鳥取県に対し、寄附金税額控除にかかる条例個別指定の申出が行なわれたことによりまして、鳥取県税条例の一部改正が 6 月鳥取県議会で可決され、追加されたところではありますが、これに併せて本村の税条例を改正し追加するものであります。

次に、議案第 49 号は日吉津村村営住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

この改正は、村営住宅建替事業により既存の村営住宅 2 戸を取り壊し、その敷地に 5 戸の単身者世帯向け住宅を新設したことに伴い、戸数に変更が生じることになりますので、平成 8 年度建設分の 8 戸を 6 戸に変更し、新たに 5 戸を追加するものです。

以上が議案第 48 号と議案第 49 号の提案理由の説明でありますので、よろしくご審議、ご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（山路 有君） 以上で提案説明を終わります。

日程第 12 議案第 50 号 から 日程第 16 議案第 54 号

○議長（山路 有君） お諮りいたします。日程第 12 から日程第 16 まで補正予算に関する議案ですので、一括議題といたします。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） したがって、日程第 12、議案第 50 号平成 30 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第 5 回）について、日程第 13、議案第 51 号平成 30 年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 2 回）について、日程第 14、議案第 52 号平成 30 年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 回）について、日程第 15、議案第 53 号平成 30 年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 回）について、日程第 16、議案第

54号平成30年度鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会特別会計補正予算（第1回）についてを議題といたします。提案者から提案理由の説明を求めます。

石村長。

○村長（石 操君） ただいま一括議題となりました議案第50号から議案第54号までのその提案理由の説明を申し上げます。

はじめに、議案第50号は平成30年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算(第5回)でございます。歳入歳出それぞれ3,779万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億1,749万6,000円とするものでございます。

歳出の主なものから説明を申し上げます。はじめに10ページをご覧くださいますと、第2款総務費、第1項総務管理費、第4目財産管理費に79万5,000円を計上しておりますが、これは役場公用車へのドライブレコーダーの購入が主なものであります。

次に11ページをご覧くださいますと、第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費に1,518万3,000円を計上いたしておりますが、これは利用者の増加に伴う障害者自立支援給付費、国・県への平成29年度分返還金、並びに国保特別会計への繰出金が主なものであります。

次に12ページをご覧くださいますと、同款、第2項児童福祉費、第2目児童措置費に329万1,000円を計上いたしておりますが、これは利用者の増に伴う障がい児通所サービス助成が主なものであります。

次に13ページは、同款、第3項生活保護費、第2目生活保護扶助費に566万3,000円を計上しております。これは入院者数の増加に伴う医療扶助の増加が主なものであります。

次に14ページでございますが、第4款衛生費、第1項保健衛生費、第3目環境衛生費に228万4,000円を計上しております。これは土砂置場新設工事に伴うものであります。

同款、第2項清掃費、第1目塵芥処理費に647万7,000円を計上しておりますけれども、これは7月豪雨にかかる海岸漂着物処理負担金であります。

次に15ページでありますけれども、第5款農業水産業費、第1項農業費、第3目農業振興費に275万4,000円を計上しております。これは財産の取得に関わる小学校水稻農園埋立工事や井戸掘削及びポンプ設置工事に伴う増額が主なものであります。

つづいて、歳入について申し上げますと、はじめに、7ページをご覧くださいますと、第1款村税、第1村民税、第1目個人では2,912万2,000円を計上しておりますが、これは過年度分の

修正申告にかかる所得割の増加に伴うものであります。

第 12 款使用料及び手数料、第 2 項手数料、第 3 目衛生手数料では 499 万 2,000 円を計上しておりますが、これは歳出で申し上げました 7 月豪雨にかかる海岸漂着物処理の手数料であります。

第 13 款国庫支出金、第 1 項国庫負担金、第 1 目民生費国庫負担金では 908 万 1,000 円を計上しておりますが、これは歳出で申し上げました利用者の増に伴う障害者自立支援給付費等国庫負担金、障害児通所給付費等負担金、生活保護費国庫負担金が主なものであります。

次に、8 ページをご覧くださいますと、第 14 款県支出金、第 1 項県負担金、第 1 目民生費県負担金では 348 万 7,000 円を計上しておりますが、これは歳出で申し上げました利用者の増加に伴う障害者自立支援給付費等負担金、障害児通所給付費等負担金が主なものであります。

次に、9 ページをご覧くださいますと、第 19 款諸収入、第 5 項雑入、第 1 目雑入では 11 万 5,000 円を計上しておりますが、これは公用車ドライブレコーダーに対する補助金であります。

なお、第 17 款繰入金、第 1 項基金繰入金、第 1 目財政調整基金繰入金 881 万 3,000 円の減額により調整したものです。

次に、議案第 51 号平成 30 年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 2 回）でございますが、歳入歳出それぞれ 520 万 4,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 億 8,753 万 7,000 円とするものであります。

歳出の主なものを説明申し上げますと、5 ページをご覧くださいと思いますが、第 1 款総務費、第 1 項総務管理費第 1 目一般管理費に 43 万 8,000 円を計上しておりますが、これは財政調整交付金の算定に伴う委託料の増が主なものであります。

第 6 款積立金、第 1 項基金積立金 第 1 目運営基金積立金に 438 万円を計上しておりますが、これは、保険基盤安定繰入金の増加に伴う国保運営基金への積立であります。

つづいて、歳入についてですが 4 ページをご覧くださいますと、第 8 款繰入金、第 1 項他会計繰入金、第 1 目一般会計繰入金に 393 万 3,000 円を計上しておりますが、これは歳出でも申しましたが保険基盤安定繰入金が主なものであります。

次に、議案第 52 号であります。平成 30 年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 回）であります。歳入歳出それぞれ 96 万 3,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4,570 万 2,000 円とするものであります。

主なものを説明申し上げますので、4 から 5 ページにかけてをご覧くださいますと、歳出では、第 2 款後期高齢者医療広域連合納付金、第 1 項後期高齢者医療広域連合納付金第 1 目後期高齢者

医療広域連合納付金に 96 万 3,000 円を計上しておりますが、これは広域連合に納付します保険料徴収分と保険基盤安定繰入分の増加に伴うものであり、歳入は、これに伴う保険料と一般会計からの保険基盤安定繰入金であります。

次に、議案第 53 号でありますけれども、平成 30 年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計補正予算(第 4 回)でございますが、歳入歳出それぞれ 101 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 1 億 5,468 万 5,000 円とするものであります。

主なものを説明申し上げますと、4 から 5 ページをご覧くださいますと、歳出では、第 1 款公共下水道費、第 1 項公共下水道費、第 1 目総務費に 60 万 4,000 円を計上しておりますが、これは下水道使用料の減免率改定にかかるシステム改修に伴う委託料が主なもので、同款、第 2 項汚泥処理施設費、第 1 目維持管理費に 41 万 1,000 円を計上しておりますが、移動脱水車の発電関係の修繕であります。

歳入では、減免率の変更に伴う公共下水道使用料と一般会計からの繰入金であります。

最後に、議案第 54 号は平成 30 年度鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会特別会計補正予算(第 1 回)でございます。歳入歳出それぞれ 5 万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 70 万 8,000 円とするものであります。

主なものを説明申し上げますので、4 ページをご覧くださいますと、歳出では、第 1 款総務費、第 1 項審査会費第 1 目審査会費に 5 万 7,000 円を計上しておりますが、これは審査会の個別事案にかかる報酬等であり、歳入では、個別事案にかかる該当自治体からの負担金を計上しております。

以上、議案第 50 号から議案第 54 号までの一括議案の提案理由とさせていただきますので、よろしくご審議、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(山路 有君) 以上で提案説明を終わります。

日程第 17 議案第 55 号

○議長(山路 有君) 日程第 17、議案第 55 号鳥取県町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組規約の変更に関する協議についてを議題とします。提案者から提案理由の説明を求めます。

石村長。

○村長(石 操君) ただいま議題となりました、議案第 55 号は鳥取県町村総合事務組合を組

織する地方公共団体の数の増加及び同組合規約の変更に関する協議について、提案理由をご説明申し上げます。

これは、平成 31 年 4 月 1 日から鳥取県町村総合事務組合に南部箕蚊屋広域連合及び日野病院組合を加えるとともに、議会の議員その他非常勤の職員にかかる公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務の共同処理事務を行うため、規約の変更が必要となったものであります。

以上、議案第 55 号の提案理由の説明とさせていただきますので、よろしくご審議、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（山路 有君） 以上で提案説明を終わります。

日程第 18 議案第 56 号

○議長（山路 有君） 日程第 18、議案第 56 号財産の取得についてを議題とします。提案者から提案理由の説明を認めます。

石村長。

○村長（石 操君） ただいま議題となりました議案第 56 号は財産の取得についてであります。その提案理由を申し上げます。

平成元年及び平成 3 年の覚書の内容について、所有者と日吉津村の双方確認の上、平成 30 年 6 月 28 日付で確認書を取り交わしたことに伴い、このたび所有者の土地を取得するものであります。

土地については、面積 1 万 1,338 平方メートル、取得価格 1 億 7,520 万 1,555 円で本村が買い上げることとし、本議会に提案をするものであります。

以上、議案第 56 号の説明とさせていただきますので、よろしく、ご審議、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（山路 有君） 以上で提案説明を終わります。

○議長（山路 有君） 以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。なお、次回本会議は 12 月 4 日、12 月 5 日午前 9 時から一般質問を行います。本議場にご参集下さい。

ご苦勞様でした。

午前 10 時 55 分 散会

